

排水基準（その3の4）【有害物質その4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物】
 （一律排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して単位：mg/L）

区分	業種等 （適用規模：排水のあるすべての特定事業場）	排水基準 （全水域）	
一般基準	暫定基準が適用されない全業種	100	
暫定基準	下水道業（特定公共下水道業に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場からの排水を受け入れるものに限る。）	100	
	酸化コバルト製造業	100	
	畜産農業	牛房施設	300
		豚房施設	400
		馬房施設	100
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
貴金属製造・再生業	2,800		

- （注） 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
 2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
 3 暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。なお、下水道業、酸化コバルト製造業及び畜産農業の馬房施設については、令和4年7月1日から一般基準へ移行となった。